

27教義第128号
平成27年5月29日

各市町教育委員会教育長 様
各私立小・中学校長 様
長崎大学教育学部附属小・中学校長 様

長崎県教育庁義務教育課長
(公印省略)

平成28年度使用義務教育諸学校の教科書の採択について(通知)

教科書の採択は、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることから、教育委員会その他の採択権者の判断と責任のもと、適切な手続きにより行われる必要があります。

平成27年度においては、平成28年度使用教科書の採択を行うことになりますが、下記の諸事項について採択関係者に徹底され、採択の適正が図られるようお願いします。

記

1 採択に関する基本方針

- (1) 教育基本法に定められた教育の目的(同法第1条)及び教育の目標(同法第2条)や学校教育法に示された普通教育の目標(同法第21条)を踏まえるとともに、学習指導要領が掲げる「生きる力」をはぐくむという理念に沿った教科用図書を採択すること。
- (2) 第二期長崎県教育振興基本計画で示された「本県教育が目指す人間像」を踏まえるとともに、各採択地区及び学校の教育の特色や実態、自然的・文化的諸条件を考慮して、児童生徒に適した教科用図書を採択すること。
- (3) 採択の手続き等は、法令等の趣旨や内容に基づいて適切に進めるとともに、教科用図書の十分かつ綿密な調査研究の結果を踏まえて、適正かつ公正に行うこと。
- (4) 教科用図書の選定の過程においては、教職員や保護者等の意見が反映されるように工夫するなど、開かれた採択の推進に配慮すること。
- (5) 各採択権者は、静ひつな採択環境の確保に努めるとともに、採択結果及び採択理由等を積極的に周知・公表するなど、透明性の一層の向上を図ること。

2 採択の方法

(1) 小学校用教科書

平成27年度は、基本的に平成26年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下、「無償措置法」という。)第14条)

(2) 中学校用教科書

平成 27 年度は、中学校用教科書の採択替えの年度にあたることから、「1 採択に関する基本方針」に則り、「中学校用教科書目録(平成 28 年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択すること。(無償措置法第 13 条)

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書

小学部

平成 27 年度は、学校教育法附則第 9 条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書(以下「一般図書(特別支援学校・学級用)」という。)を除き、平成 26 年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。(無償措置法第 14 条)

中学部

平成 27 年度は、一般図書(特別支援学校・学級用)を除き、「特別支援学校用(小・中学部)教科書目録(平成 28 年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、特別支援学校用(小・中学部)教科書目録には、視覚障害者用、聴覚障害者用、知的障害者用の文部科学省著作教科書しか登載されていないため、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずる教育を受ける者の教科書については、小学校用又は中学校用の教科書目録に登載された検定済教科書のうちから採択することができること。

(4) 一般図書(特別支援学校・学級用)

毎年度異なる図書を採択できること。

採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。

一般図書(特別支援学校・学級用)の採択に当たっては、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。

さらに、これら以外の図書を採択する場合には、以下の事項について留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと。(特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかに関わらず、平成 27 年度中に供給可能であるかどうか十分確認しておくこと)

- ・ 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容(文字、表現、挿絵、取り扱う題材等)のものであること。
- ・ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書、図鑑類、問題集等は適切でないこと。
- ・ 上学年で使用する事となる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
- ・ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- ・ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。
- ・ 予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大したいいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合にあっても、年度当初

の授業で使用する分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

(5) その他

障害その他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものであるかどうかユニバーサルデザインの視点からフォントやカラー等についても比較検討すること。

3 選定資料

(1) 選定資料作成上の基本方針

平成 28 年度使用中学校用教科書に関する選定資料を作成する。

長崎県教科用図書選定審議会の調査審議に基づく。

選定資料は、教科書採択の際に、具体的でより参考となるものとする。

- ・ 学習指導要領の目標や内容等に沿って、各教科、種目共通の観点及び独自の観点を設定する。
- ・ 観点に基づいて各教科書の分析を行う際は、それぞれの特長が明らかになるようにし、教科書に優劣をつけることがないように配慮する。

(2) 選定資料（別添）の内容構成

採択に関する基本方針

発行者一覧表

選定資料の作成に当たって

選定資料の観点

各種目別選定資料

- ・ 種目の観点
- ・ 選定資料利用上の留意点
- ・ 具体項目

4 教科書採択の公正確保について

(1) 教科書発行者の宣伝行為については、その実態を把握し、事前に適切な対策を講ずること。

平成 27 年度は、中学校用の教科書の採択が行われるため、発行者の採択勧誘のための宣伝活動が一層活発になることが予想されること。

(2) 静ひつな採択環境を確保していくため、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者としての権限と責任において公正かつ適正な採択がなされるよう、適切に対応すること。円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとること。

また、採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めること。

(3) 外部からの働きかけについて状況を適切に把握し、過大な宣伝行為その他外部からの不当な影響等により採択の適正、公正の確保に関し問題があると考えられる場合には、その都度速やかに本課あて報告すること。

(4) その他、公正確保について疑義が生じた場合はその都度本課に問い合わせること。

5 各地区における採択について

- (1) 各採択地区においては、採択地区協議会、選定委員会及び教科書の調査研究を行うための調査員など、採択のための組織の整備・充実を図ること。
- (2) 教科書の採択及び調査研究のための委員、調査員等の選任に当たっては公正を期すること。その際、広い視野からの意見を反映させるため、採択地区協議会の委員には保護者代表等を入れること。
- (3) 共同採択を行う地区（長崎、佐世保、諫早、大村、対馬、壱岐、西海を除く5採択地区）では、地区内相互の事務連絡を円滑に行うため、次の市町教育委員会に主管をお願いすること。なお、採択に係る協議が調わない場合の再協議の手続きや最終的な合意形成の方法をあらかじめ定めておくこと。（採択地区協議会の規約等に明記すること。）

共同採択地区	主管教育委員会
西彼地区	長与町教育委員会
東彼地区	波佐見町教育委員会
島原・雲仙・南島原地区	南島原市教育委員会
県北地区	平戸市教育委員会
五島地区	五島市教育委員会

- (4) 主管市町教育委員会は、採択に至るまでの諸連絡、協議会等の運営、教科書見本本や選定資料の配布、さらに採択終了後の採択結果及び採択理由、採択に携わった委員名等の公表に関しても、適切に処理されるよう配慮すること。
なお、共同採択を行う地区においては、平成24年11月12日付け24教義第291号、平成26年7月11日付け26教義214号「教科書採択の改善について」（通知）を踏まえた上で、各市町教育委員会が採択権者としての権限と責任を果たすこと。
- (5) 採択は8月31日までに終わなければならないこと。

6 需要数の報告について

- (1) 需要数の把握に当たっては、より正確なものとなるように努めること。
- (2) 「教科書事務執行管理システム」の運用や需要数報告の締め切り等については、後日本課より連絡すること。
- (3) いったん採択した教科書の採択変更に伴う需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じやすいので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等によるほかは認められないこと。
なお、特別のやむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は県教育委員会及び教科書取扱書店（取次供給所）に速やかに報告すること。

7 その他

- (1) 各市町教育委員会においては、採択事務に遺漏がないよう、所管の小・中学校に対し、通知の写等を配布するなど、周知徹底についての的確な方法を講ずること。
- (2) 保護者や地域住民の教科書に対する関心に応えるとともに、教員による教材研究や児童生徒による学習の深化・発展に資する観点から、学校の図書館や公立図書館に教科書を整備するよう努めること。